

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和七年六月十三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年十二月五日奈良県指令高土第二九一―一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年六月二日高土第一〇七二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年六月二日高土第四六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市長尾二九八番五の一部、二九八番七、二九八番八の一部、二九八番九の一部及び二九八番一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市高山台一丁目一七番地

株式会社DAI―SEI 代表取締役 大西恒司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市長尾二九八番五の一部、二九八番八の一部、二九八番九の一部及び二九八番一〇

下水道 葛城市長尾二九八番五及び二九八番八の各一部